

## 管理者の責務チェックリスト

○「管理者」は、従業者の勤務管理や資格の確認、利用者やその家族、ケアマネジャー等との介護サービス利用に関する連絡調整のほか、事業所の業務の全てを管理する必要があり、その責任を負うこととなります。

○また、事業所における法令遵守のため、サービスに係る基準の内容を理解し、従業員に対し、これを指導する立場にあります。

チェック欄	チェック内容	備考
	従業者に業務を一任せず、事業所の従業者の管理を適切に行い、業務の実施状況を把握し、事業所の管理を一元的に行わなければならないことを理解している。	実地指導の際は、基本的に管理者にヒアリングを行います。事務担当の方が事務を行っている場合であっても、管理者が内容を把握することが必要です。
	従業者に対して、運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うことを理解している。	管理者は、運営基準を理解し、従業員を指導しなければなりません。
	実施する事業に係る人員基準、設備基準、運営基準を理解している。	管理者は、人員基準、設備基準、運営基準を理解していることが必要です。
	指定申請時の内容に変更があった場合、変更届の提出義務があることを理解している。	届け出が必要な内容については、つくば市ホームページに示されています。
	サービス提供までの流れ（契約・重要事項の説明等）及び請求方法等（利用者負担分、国保連への請求等）について、理解している。	利用者とのトラブルを避けるため、サービスの提供に関し、契約事務、請求事務等について十分に把握しておく必要があります。